

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	障害保健福祉部

I. 障害福祉サービス等事業者等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始
 - ① 手続の概要
障害福祉サービス等事業者等が、障害福祉サービス等の種類等及び障害福祉サービス等事業を行う事業所ごとに届出及び指定申請を行う。
 - ② 電子化の状況
なし
- (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更
 - ① 手続の概要
障害福祉サービス等事業者等は、サービスの量を増加しようとするとき等又は名称及び所在地等に変更があった際には、その旨の申請又は届出を行う。
 - ② 電子化の状況
なし
- (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
 - ① 手続の概要
障害福祉サービス等事業者等の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。
 - ② 電子化の状況
なし
- (4) 障害福祉サービス等事業者等の廃止
 - ① 手続の概要
指定障害福祉サービス等事業者等は、当該指定障害福祉サービス等の事業を廃止しようとするときは、その廃止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。
 - ② 電子化の状況
なし
- (5) 障害福祉サービス等事業者等の休止
 - ① 手続の概要
指定障害福祉サービス事業者等は、当該指定障害福祉サービス等の事業を休止しようとするときは、その休止の一月前までに、その旨を届け出なければならない。
 - ② 電子化の状況
なし

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始
 - ・添付書類である「利用者の推定数」の提出形式の簡略化
 - ・必要な提出書類の公表の推進
 - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
 - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は25%の見通しである。
- (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更
 - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
 - ・郵送による書類提出の原則化以上の削減方策による削減効果は36%の見通しである。

- (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
 - ・必要な提出書類の公表の推進
 - ・Eメール等を利用した事前相談の推進
 - ・郵送による書類提出の原則化
 以上の削減方策による削減効果は28%の見通しである。
- (4) 障害福祉サービス等事業者等の廃止
 - ・郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減
- (5) 障害福祉サービス等事業者等の休止
 - ・郵送による書類提出の原則化 作業時間 20%削減

なお、各手続に係る電子申請に関する仕組みについては、他分野における取組状況等も踏まえつつ、指定権者である各自治体に対し、その導入について理解を求め、取組を推進する。

申請等に係る様式については、国において標準的な様式例を整備し、自治体に示している。各自治体においては、可能な限り当該様式例に基づいて様式を整備することとし、また、申請手続に係る標準処理期間を定め、公表することを併せて求める。

※ いずれの取組についても、自治体の理解・協力が必要であり、平成29年度中にこれらの取組について事務連絡及び障害保健福祉関係主管課長会議において自治体に依頼。平成31年度末までにその取組の徹底を図る。

※ 押印等の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始
 - (2) 障害福祉サービス等事業者等の変更
 - (3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新
- 上記3つの手続件数の合計が、障害福祉サービス等事業者等に関する手続件数全体のうち9割を超えており、これらの削減方策を検討することで、実効性のある計画実行に寄与すると考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 障害福祉サービス等事業者等の新規開始

①コスト計測の方法

平成29年度においては、事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 2,040分

II 決定までに3回訪問するのに要する時間（※）360分

合計:2,400分(40.0時間)

※（1回の訪問時間）＝（往復の移動時間）＋（待ち時間）＋（対面時間）＝120分として計算
このうち、

Iについて、

- ・法令に規定された添付書類である「利用者の推定数」について、自治体において個別対象者名簿等の提出が求められており、事業者の負担が過大になっている現状を改善するため、当該添付書類の提出形式を簡略化する。
- ・各自治体において必要な提出書類等について、担当者間で見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・事業者と自治体間で法解釈等が異なり、提出書類の差替等が発生している現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

IIについて、

- ・事業者の自治体への訪問回数が過大になっている現状を改善するため、Iに係る取組を行うとともにEメール等や郵送による手続を増やす。

②時期：取組の起算点（開始時期）はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、12

月～1月にヒアリングを実施した。平成31年度も同時期に実施する予定。

(平成30年度の調査時期は計画作成当初4月を想定していたが、申請項目削減の省令改正(平成30年10月1日施行)を行ったため、その影響をヒアリングに反映可能な時期(施行2ヶ月後)に実施した。)

平成31年度についても、当該年度を通じた申請状況の確認を行うため、平成30年度と同時期に実施予定。)

(2) 障害福祉サービス等事業者等の変更

①コスト計測の方法

平成29年度においては、事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 180分

II 決定までに2回訪問するのに要する時間(※) 240分

合計:420分(7.0時間)

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算
このうち、

Iについて、

- ・ 事業者と自治体間で「法解釈等が異なり、提出書類の差替等が発生している現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する。

IIについて、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっている現状を改善するため、郵送による書類提出を原則化する。

②時期：取組の起算点(開始時期)はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、12月～1月にヒアリングを実施した。平成31年度も同時期に実施する予定。

(平成30年度の調査時期は計画作成当初4月を想定していたが、申請項目削減の省令改正(平成30年10月1日施行)を行ったため、その影響をヒアリングに反映可能な時期(施行から2ヶ月後)に実施した。)

平成31年度についても、当該年度を通じた申請状況の確認を行うため、平成30年度と同時期に実施予定。)

(3) 障害福祉サービス等事業者等の指定の更新

①コスト計測の方法

平成29年度においては、事業者へのヒアリングの結果、以下の標準的なモデルケースを設定。

I 書類作成に要する時間 480分

II 決定までに2回訪問するのに要する時間(※) 240分

合計:720分(12.0時間)

※(1回の訪問時間) = (往復の移動時間) + (待ち時間) + (対面時間) = 120分として計算
このうち、

Iについて、

- ・ 各自治体において必要な提出書類等について、担当者間で見解が相違している現状を改善するため、これを公表することを推進する。
- ・ 事業者と自治体間で法解釈等が異なり、提出書類の差替等が発生している現状を改善するため、Eメール等を利用した事前相談を推進する

IIについて、

- ・ 事業者の自治体への訪問回数が過大になっている現状を改善するため、Iに係る取組を行うとともにEメール等や郵送による手続を増やす。

②時期：取組の起算点(開始時期)はヒアリングを行った平成29年6月とし、平成30年度は、12月～1月にヒアリングを実施した。平成31年度も同時期に実施する予定。

(平成30年度の調査時期は計画作成当初4月を想定していたが、申請項目削減の省令改正(平成30年10月1日施行)を行ったため、その影響をヒアリングに反映可能な時期(施行から2ヶ月後)に実施した。)

平成31年度についても、当該年度を通じた申請状況の確認を行うため、平成30年度と同時期に実施予定。)

3. コスト計測結果

各手続のコスト計測結果は以下のとおり。

(平成 29 年度)

	申請 1 件あたりの 作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間 (コスト)
障害福祉サービス事業者 の新規開始	40.0 時間		18,400 件		736,000 時間
障害福祉サービス事業者 の変更	7.0 時間		13,298 件		93,086 時間
障害福祉サービス事業者 の指定の更新	12.0 時間		5,062 件		60,744 時間

(平成 30 年度)

	申請 1 件あたりの 作業時間	×	年間件数 (平成 29 年度 件数)	=	年間総作業時間 (コスト)
障害福祉サービス事業者 の新規開始	33.6 時間		18,400 件		618,240 時間
障害福祉サービス事業者 の変更	4.7 時間		13,298 件		62,501 時間
障害福祉サービス事業者 の指定の更新	8.5 時間		5,062 件		43,027 時間

⇒平成 30 年度のコスト削減率 (1) 障害福祉サービス事業者の新規開始 ⇒ 16.0%
(2) 障害福祉サービス事業者の変更 ⇒ 32.9%
(3) 障害福祉サービス事業者の指定の更新 ⇒ 29.2%